

## 東日本大震災 無料困りごと相談・ 法律相談会

震災により法律問題や税金問題でお悩みの方、そのほか生活全般の困りごとがある方を対象に無料法律相談を行います。どんな相談でも構いませんので、気軽に相談ください。

●日時 平日 13時～17時  
※曜日によって相談員・相談時間が変わりますので、左記の相談員の項目で確認ください。

●相談員 福島県弁護士会 相馬市四団体協議会（司法書士会・税理士会・行政書士会・土地家屋調査士会）、福島県社会保険労務士会

▽弁護士会  
主な相談内容＝原発事故による損害賠償、多重債務など  
月・木曜日 15時～17時  
※確認事項がありますので、事前に連絡ください。

▽司法書士会  
主な相談内容＝相続手続き、売買、贈与、登記、会社など  
火・水・金曜日 13時～16時

▽税理士会  
主な相談内容＝所得税、相続税、贈与税、法人税  
金曜日 15時～17時

▽行政書士会  
主な相談内容＝農地転用許可申請、その他官公庁許認可申請  
月曜日 13時～15時

▽土地家屋調査士会  
主な相談内容＝分筆、測量、土地建物の調査  
水曜日 15時～17時  
▽社会保険労務士会  
主な相談内容＝雇用保険、労災保険、健康保険など  
木曜日 13時～15時

## 行政相談

●日時  
①5月12日（火）  
②5月19日（火）  
10時～12時

## 多重債務相談

●日時 毎日（土・日曜日、祝日を除く）8時30分～17時  
必要に応じて弁護士相談を受けることができます。

## 無料法律相談会

日常生活の悩みなどに関し、無料で相談を行います。希望する方は生活環境課まで予約ください。

●日時  
①5月7日（木）  
②5月19日（火）  
13時～16時30分

## 市民相談

●日時 毎日（土・日曜日、祝日を除く）8時30分～17時

## 交通事故相談

●日時  
①5月14日（木）  
②5月28日（木）  
9時～17時

## 消費生活相談

訪問販売・商品トラブルなどについて。  
●日時 毎日（土・日曜日、祝日を除く）8時30分～17時

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、相談会の中止や電話相談などに変更となる場合があります。  
ここまでの相談場所・問い合わせ先 生活環境課（☎372144）

## 生活困りごと相談

経済的な困りごとなど、気軽に相談ください。  
月～金曜日（祝日、年末年始を除く）、8時30分～17時  
生活サポート相談センター（総合福祉センター（はまなす館）内 ☎362015）

## 弁護士による

## B型肝炎特措法無料相談会

【無料電話相談会】

●日時 5月16日（土）10時～12時

●内容 B型肝炎特措法に基づき給付金支給手続きに関する相談

●相談先 全国B型肝炎訴訟新潟事務所（☎025-223-1130）

【弁護士による無料相談会】

●日時 6月13日（土）13時30分～16時

●場所 南相馬市民情報交流センター大会議室（南相馬市

原町区旭町2-7-1）

●内容 集団予防接種でB型肝炎になった人とその家族を対象とした弁護士による無料相談会

●留意事項 事前に申し込みをした方が優先ですが、当日15時まで会場でも受け付けます。

●申込・問い合わせ先 全国B型肝炎訴訟新潟・福島・山形事務所（☎025-223-1130、ファクス025-378-1662）

## 福島さわやか行政 相談キャンペーン

5月1日（金）～31日（日）の1か月間は「福島さわやか行政相談キャンペーン」期間です。このキャンペーン期間中、下記の日時で相談所を開設しますので、気軽に利用ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、中止や電話相談などに変更となる場合があります。

●日時 5月12日（火）、5月19日（火）  
10時～12時  
●場所 市役所1階生活環境課  
●申込・問い合わせ先  
生活環境課（☎37-2144）

## 休日の当番医

5月3日(日)	阿部クリニック	中村一丁目	35-2553
5月4日(月)	渡辺病院	新地町駒ヶ嶺	63-2100
5月5日(火)	菜のはなこどもクリニック	中村字川沼	36-8739
5月6日(水)	早川医院	中村字泉町	37-3500
5月10日(日)	相馬中央病院	沖ノ内三丁目	36-6611
5月17日(日)	米村胃腸科内科医院	中村一丁目	35-2880
5月24日(日)	羽根田医院	沖ノ内二丁目	35-2970
5月31日(日)	浜通りふれあい診療所	沖ノ内一丁目	26-7100

※診療時間は9:00～16:00

※救急医療病院は公立相馬総合病院 (☎ 36-5101)  
相馬中央病院 (☎ 36-6611)

## 5月の行事予定

(4月15日現在)

月日	行事名	時間	場所
5月31日(日)	総合武道演武会	14:00	市民会館

## 休日の当番歯科医

5月3日(日)	板倉歯科医院	南相馬市原町区	23-2462
5月4日(月)	梶田歯科医院	中村二丁目	36-1551
5月5日(火)	山田歯科医院	南相馬市原町区	23-2709
5月6日(水)	松永歯科医院	南相馬市原町区	23-2669
5月10日(日)	相馬中央病院(歯科)	沖ノ内三丁目	36-6611
5月17日(日)	羽生歯科医院	南相馬市原町区	23-3214
5月24日(日)	八巻歯科医院	中村一丁目	35-3061
5月31日(日)	松本歯科医院	南相馬市原町区	24-1687

※診療時間は9:00～16:00

## 献血に協力を

月日	時間	場所
5月29日(金)	10:00～12:00	オリエンタルモーター(株)
	13:30～15:00	フジモールド工業(株)
	15:30～16:30	相馬地方広域水道企業団

## エッセー 法律あれこれ

### 公共の福祉



企画政策部 参事  
弁護士 小津充人

大阪府出身。平成17年弁護士登録。大阪の法律事務所での4年勤務後、日本弁護士連合会などの支援で設置された公設事務所(秋田県大館市)に所長として赴任(6年間)。平成28年4月より現職(福島県弁護士会会員)。

米国ニューヨーク州知事が、市民にマスク着用を義務付ける知事令を発するにあたり「あなた方には(ウイルスを)うつす権利はない」と語ったそうです。当たり前のことと言っているだけのように見えますが、経済的側面で「権利・自由」が暴走してきた世界経済の中心地で発せられたこの言葉の裏には、深い意味があると妄想します。

権利・自由の観念は、おおむね世界共通で、日本の憲法も「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、(中略)これを濫用してはならない」と定めています(12条)。人間は、社会を形成したからこそ発展できました。社会的活動の中では、自分の権利・自由と、他人の権利・自由との衝突をすべて回避することは

困難です。そこでは、一定の調整が必要となり、これを権利・自由の内在于る制約と呼び、憲法でも、国民は権利・自由を「公共の福祉」のために利用する責任を負うものとされています(12条)。

何が内在的な制約にあたるのか、公共の福祉とは何なのかは憲法学の大問題なので、ここでは逃げます。ただ、これを考える上で参考になる点で、冒頭の話の続きにあります。知事令には、現時点では罰則の定めを設けず、ただ、違反者が多い場合には導入も検討するとのこと。現地の状況ではマスクの義務化の必要性は高いといえますし、マスク着用という市民の負担は極めて限定的なので、理論的には、知事令発出の段階から罰則を定めることは可能とも思われます。それでも直ちに

罰則規定を設けなかったのは、長い歴史の中でようやく獲得した権利・自由の重要性と、公権力である行政機関の長としての立場を理解した上で、罰則という強い制約手段を用いることを控えたのだと思います。日本国憲法でも「すべて国民は、個人として尊重され(中略)幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」(13条)と規定していますし、そもそも、憲法は公権力の暴走を抑制するための法規範です。

個人の権利・自由を制約しても実現すべき「公共の福祉」が何かは、目的、手段、社会的状況などにより、時々刻々と変化します。個人の権利・自由に対する侵害を最小限にとどめる努力が必要です。緊急時には制約する判断はもちろん必要ですが、その時々、霧囲気に流されることなく、過去の歴史に対する深い反省も踏まえた意思決定が必要です。本紙発行時点で、状況が好転していることを期待します。

## 情報公開・個人情報保護制度 実施状況（令和元年度）を お知らせします

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの、相馬市情報公開条例および相馬市個人情報保護条例に基づく実施状況（令和2年4月1日現在）は次のとおりです。

### 【情報公開条例に基づく開示請求の状況】

- 公文書開示請求件数 0件
- 任意的開示申出件数 3件
- 対象公文書数 9件うち▽開示 0件▽一部開示 0件▽取下げ 0件▽審査中 9件

### 【個人情報保護条例に基づく開示請求の状況】

- 自己情報開示請求件数 3件、対象自己情報数 3件うち▽開示 1件▽不開示 1件▽審査中 1件
- ※請求（申し出）件数が1件



であっても、対象となる公文書および自己情報が複数の所管課などにわたる場合は、分割して集計しますの件数が一致しない場合があります。

情報の公開や個人情報の保護に関する事務は、「相馬市情報公開条例」「相馬市個人情報保護条例」に基づいて行っています。

市民の皆さんが、条例に基づき情報の開示請求をされる場合の順序は、次のとおりです。

- ① 市政情報コーナーで所定の様式に必要事項を記入し、情報の公開を請求
  - ② 各担当課で請求内容を確認
  - ③ 情報開示の可否を請求された方に通知
  - ④ 情報開示文書の閲覧または写しの交付
- ◎詳しくは、市役所3階企画政策課へ相談ください。
- 問い合わせ先 企画政策課  
(☎ 372218)

## 令和2年度固定資産税の減免

令和元年東日本台風および10月25日大雨により被災した方を対象に、固定資産税の減免を次のとおり行います。

### ●減免対象

- ▽土地 Ⅱ 岩石などの流入、地盤の崩落、土地の流出などの損害があった場合
  - ▽家屋 Ⅱ 罹災証明書の罹災状況が半壊以上の場合
  - ▽償却資産 Ⅱ 水没による損壊などの損害があった場合
- ※令和2年1月1日現在で未修繕かつ修繕予定のものが減免の対象となり、令和2年度の対象期間は第1～4期分です。

### 【申請方法】

減免申請書のほかに、次の添付書類を準備して申請ください。

- ※減免申請書などは市ホームページからダウンロードできます。
- 家屋に被害を受けた場合
- ▽罹災証明書
- ▽修繕および修繕見込み状況が分かる物（見積書・請求書・

領収書など）

※無い場合は相談ください。

▽はんこ（認印可）

●土地に被害を受けた場合

▽被害状況が分かる写真

▽修繕および修繕見込み状況が分かる物（見積書・請求書・

領収書など）

※無い場合は相談ください。

▽はんこ（認印可）

●償却資産に被害を受けた場合

▽被害状況が分かる写真

▽被災償却資産明細書

▽修繕費用が分かる物（見積書・請求書・領収書など）

▽はんこ（認印可）

●場所 市役所1階税務課

●時間 8時30分～17時

※土・日曜日、祝日を除く。

●申請期限 6月30日（火）

※期限日以降も受け付けますが早めに申請ください。

### 固定資産税以外の減免

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、令和2年度分も減免を行う予定です。

- ※市県民税は、令和2年度分の減免を行いません。
- ◎申請方法などの詳細は、市

ホームページ、または市役所1階税務課に問い合わせください。

●問い合わせ先 税務課

▽固定資産税に関すること

(☎ 372128)

▽市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、

介護保険料に関すること (☎ 372127)

## 令和2年度自動車税種別割の定期課税

自動車税種別割は、毎年4月1日現在で車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に課税されます。

令和2年度自動車税種別割の納税通知書の発送は5月8日（金）を予定しており、納期限は6月1日（月）です。

※避難先などに郵便物の転送を希望する方は、最寄りの郵便局に「転居届」を提出ください。

- 問い合わせ先 相双地方振興局県税部課税課 (☎ 261127)

## 軽自動車税（種別割）が減免されます

次の要件に該当する場合、軽自動車税が減免されます。登録（車両）番号を確認の上、申請ください。

●対象 4月1日現在で次のいずれかに該当する車両  
▽障がい者本人が所有する車両

▽18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と生計を一にする方が所有する車両

※障がい者1人につき1台のみ減免されます。

※すでに自動車税種別割が減免されている場合は該当しません。

### ●持参物

▽申請者（納税義務者）の印（認印可）

▽身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

▽運転免許証

▽納税通知書

※障害の区分や等級により減免の対象に該当しない場合もありますので、初めて申請する方は、税務課に問い合わせください。

上記のほかに次の要件に該当する車両も対象です

①専ら身体障がい者などの利用に供するため、特別の仕様により製造または一般の軽自動車に構造変更が加えられた軽自動車

②構造上身体障がい者などの利用に供するための軽自動車（①と同様に構造変更などが加えられた軽自動車でも身体障がい者以外にも併せて利用される軽自動車）

③専ら身体障がい者などが運転するための構造変更がなされた営業用の軽自動車

※①～③の申請には、車検証の写しが必要です。

●申請期間 5月11日（月）～5月26日（火）

※期限を過ぎると減免を受けられません。

○軽自動車税の納税通知書の発送は5月8日（金）を予定しており、納期限は6月1日（月）です。

●申請・問い合わせ先 税務課（☎372127）

## 2020年度

### 税務職員採用試験

#### — 高校卒業程度 —

仙台国税局は、税務のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。国の財政を支える税務職員にあなたもチャレンジしてみませんか。

●受験資格 次の①または②に該当する方

①令和2年4月1日時点、高校卒業後3年を経過していない方および令和3年3月までに高校を卒業する見込みの方

②人事院が1に掲げる方に準ずると認める方

●受付期間 6月22日（月）～7月1日（水）

●申し込み方法 インターネットで申し込みください。

▽国家公務員試験採用情報 NAVI (<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>)

●第1次試験日 9月6日（日）

●問い合わせ先 仙台国税局人事第二課（☎022-263-1111）

▽人事院東北事務局（☎02-2221-2022）

## 防災行政無線で情報伝達訓練を実施します

この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）からの情報が防災行政無線で正常に受信できるか確認するために行うもので、本市以外にも全国で同様の情報伝達訓練が一斉に行われます。

●実施日時 5月20日（水）11時ころ

●実施内容 市内に設置してある全ての防災行政無線から一斉に、次の内容が放送されます。

●放送内容

- ①上りチャイム音
  - ②「これは、Jアラートのテストです」（3回繰り返して送られます）
  - ③「こちらは、防災そうま広報です」
  - ④下りチャイム音
- ※Jアラートとは、地震・津波や弾道ミサイル発射などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

## 相馬市産業廃棄物埋立処分場規模拡張事業環境影響評価書の縦覧

県環境影響評価条例に基づき、相馬市産業廃棄物埋立処分場規模拡張事業環境影響評価書を縦覧します。

●縦覧期限 5月29日（金）

※土・日曜日、祝日を除く。

●縦覧場所

▽市役所1階生活環境課

▽県庁生活環境部環境共生課（西庁舎8階）

▽相双地方振興局県民環境部環境課

▽新地町役場町民課

●事業の概要

- ▽事業者の名称 相馬市
  - ▽代表者の氏名 相馬市長 立谷秀清
  - ▽事業者の所在地 中村字北町63番地の3
  - ▽対象事業の名称 相馬市産業廃棄物埋立処分場規模拡張事業
  - ▽対象事業の種類 産業廃棄物最終処分場の規模の変更
  - ▽対象事業実施区域 光陽三丁目3番地の1ほか
- 問い合わせ先 生活環境課（☎372142）

## 高齢者の方とその家族の皆さんへ

市は、次の事業を行っています。利用を希望する方は健康福祉課で申請ください。

●問い合わせ先 健康福祉課

(☎ 37 2 1 7 4)

### 美容理容サービス

在宅で介護を受けている方などが、市理美容組合加盟店の在宅訪問による理美容サービスの受ける場合に助成します。

●対象 次の要件を全て満たす方

▽市内に住所を有する方

※施設などの入所者は除く。

▽要介護3以上の認定を受けた方または身体障がい者手帳一級所持者

▽自ら理美容院に出向くことが困難な方

●助成額 1回につき1、000円分のサービス給付券を交付します。

※年度内2回まで。

●持参物  
▽介護保険証または身体障がい者手帳

### はり、きゅう、マツサージなどの施術費助成

在宅で介護をしている家族の方が、市が指定する施術者のもと、はり、きゅう、マツサージなどの施術を受ける場合に助成します。

●対象 次の要件を全て満たす方

▽市内に住所を有している方

▽左記に記載する介護が必要な方と同居し、日常的に介護している方

●介護を受けている方の要件

▽市内に住所を有する方

※施設などの入所者は除く。

▽要介護4以上の認定を受けた方

●助成額 1回につき1、000円分の利用券を交付します。

※年度内6回まで。

●持参物  
▽介護を受けている方の介護保険証  
▽はんこ(認印可)

### 高齢者の生きがいと健康づくり

老人憩の家清流荘または、ニチイケアセンター宇多の郷を利用して、家に閉じこもりがちの高齢者の社会的孤立感解消を目的にふれあい交流活動、健康増進事業などを行います。

希望する方は各地区民生委員または健康福祉課に相談ください。調査に伺います。

※利用日は地区により異なりますので、相談の際に確認ください。

●時間 10時～15時

※市のバスで自宅から会場まで送迎します。

●対象者 一人暮らし、または高齢者のみの世帯で、要支援・要介護認定を受けていない方など

※利用料などの詳細は、問い合わせください。

### 外部評価委員会 委員募集

市が実施している事務事業の妥当性を、学識経験者などの第三者によって評価を行うため、外部評価委員を募集します。

●応募資格 18歳以上の市内

在住者で、市が実施している事務事業の評価に関心があり、年6回開催予定の委員会に出席できる方

※委員会開催時には、報酬・交通費を支給します。

●応募方法 所定の応募申込書兼履歴書(市役所3階企画政策課で配布)と「相馬市の行政に望むこと」をテーマにした作文(任意書式800字程度)を、直接持参または郵送、メールで提出ください。

●募集人数 若干名

●任期 2年間

●選考方法 書類審査および面接により選考

●募集期限 5月29日(金)

※郵送の場合、当日消印有効

●応募・問い合わせ先 企画政策課 (☎ 37 2 1 3 2、ファクス 35 4 1 9 6)

▽メール k-kikaku@city.somai.gjp

### 市内公共施設の臨時休館などを行います

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大されたことにより、市内公共施設を臨時休館、または一部の利用を休止します。

対象施設や期間などの詳細は、市ホームページを確認または問い合わせください。

●問い合わせ先 総務課 (☎ 37-2120)

ホームページはこちら



# 住宅用太陽光発電システム設置費を補助します

市は、再生可能エネルギーである太陽光発電の導入を支援するため、住宅用太陽光発電システム設置費を補助します。

●補助の対象となる太陽光発電システム（全ての要件を満たすもの）

▽住宅用であること  
▽未使用品であること

▽既存の太陽光発電システムの全部または一部を入れ替えたもの、既存の太陽光発電システムに増設したものでないこと（平成28年5月1日以降にシステム設置に着手したものに適用）

▽太陽電池モジュールの公称最大出力合計またはパワーコンディショナの定格出力合計が10キロワット未満であるもの

▽太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、そのほか付属機器、設置工事に係る費用の合計が太陽電池の公称最大出力1キロワット当たり税抜き50万円以下であるもの

●補助対象者（全ての要件を満たす方）

▽市内に住民票がある方

▽市内に自らが所有し、住民票に記載された住所に存在する住宅にシステムを設置した方、またはシステムを設置した住宅を購入し引き渡しを受けた方

▽電力会社と電灯契約および余剰電力の販売契約を結んだ方

▽市税に滞納のない方  
▽当補助金を受けたことがない方

●補助額

▽システム公称最大出力の1キロワット当たり3万円を乗じた額

▽上限12万円（4キロワットまで補助）

●受付期限 令和3年3月19日（金）

※今年度の予算額に達した時点で受け付け終了。

●申請方法

▽太陽光発電システムの設置が完了した日（太陽光発電システムの電力需給開始日）から12カ月以内に、「相馬市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書」に必要な書類を添付し、市役所3階企

画政策課へ提出ください。

●申請書・添付書類

▽市ホームページからダウンロード、または市役所3階企画政策課で配布します。

ホームページはこちらから



●申請・問い合わせ先  
企画政策課（☎372132）

## 休日にマイナンバーカードの受け取りができます

下記の日程で、カード交付窓口を開設します。受け取り希望の方は事前に予約をお願いします。

●開設日 5月10日（日）

●時間 9時～15時

※個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書（はがき）が届いている方が対象となります。

●予約・問い合わせ先 市民課（☎37-2138）



## そうま広域シルバー人材センター 会員募集中

シルバー人材センターは、定年退職などの高齢者へ家庭や企業および公共団体などからの、臨時的・短期的・軽易な仕事を提供し、高齢者が就業を通じて生き甲斐の充実や福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした公益法人です。

また、年に一度、会員が除草および清掃の奉仕活動を行うほか、「草刈り機械の使い方」「植木の手入れ」「襖・障子・網戸の張り替え」など、

東日本大震災と令和元年東日本台風の二重被災世帯へ

### 児童学習支援を実施します

公益財団法人東日本大震災復興支援財団は、東日本大震災で被災し、かつ、令和元年東日本台風で二重被災した世帯の中学生以下の児童を対象とし、継続的な子育てや学習環境を整えてもらうことを目的に、児童学習支援を行います。

●支援額 一人当たり5万円

●必要書類 罹災証明書（東日本大震災、令和元年東日本台風）など。

会員を対象に講師を招き知識・技能の講習会を開催しています。

就業中のけがや事故などの補償は、シルバー保険で対応します。

おおむね60歳以上で就業を希望する、健康な方の加入をお待ちしています。

●問い合わせ先 そうま広域シルバー人材センター（☎361283）

※詳細は問い合わせください。

●応募期限 5月29日（金）

※当日消印有効。

●問い合わせ先 公益財団法人東日本大震災復興支援財団「児童学習支援」事務局（☎090-4282-4842）

ホームページはこちら



## 作品募集

KFB・東邦銀行 ふくしまの元気！

## 応援CM大賞2020

市は、福島放送が主催する、地域の活力が湧き出るような15秒CMを市の作品として出品するため、作品を募集します。

アマチュア作品はもちろん、ビデオ愛好会、各学校の放送部による共同制作の作品も応募可能ですので、奮って応募ください。

●内容 相馬市の元気や活力、魅力を伝える内容のオリジナル作品15秒CM

●募集点数 1作品

●申込期限 6月15日(月)

●作品提出期限 6月30日(火)

●応募方法

▽千客万来館で申込書に記入し、作品と作品のPR動画を提出ください。

※作品と作品のPR動画の秒数は15秒(音声は14秒)。

▽作品やPR動画は、DVDなどに入れ、データで提出ください。

▽CM本編の前3秒、後5秒の映像(捨てカット)を必ず付けてください。

▽捨てカット3秒の前には、

作品名(25字以内)、制作者名が入ったクレジットを入れてください。

▽応募作品は、1団体につき1点までとします。

▽制作費は自己負担です。

●参加条件

▽特定商品のPRはできません。

▽応募された作品の著作権は制作者、市、福島放送の三者に帰属し、放送に関する著作権は福島放送となります。

※詳細は問い合わせください。

◎出品した作品は、福島放送などで放送されます。

▽CM大賞Ⅱ120回

▽福島県知事賞Ⅱ50回

▽東邦銀行賞Ⅱ50回

▽特別賞Ⅱ30回

▽参加賞Ⅱ10回

●留意事項

1自治体につき1作品の出品となるため、複数の応募があった場合は、市の審査により決定します。

●申込・問い合わせ先 商工観光課(☎264848)

## 5月は自転車安全利用強化月間です

自転車に乗車する際は、「県自転車安全利用五則」を守り、交通安全に努めましょう。

【県自転車安全利用五則】

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④安全ルール・マナーを守る

▽飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

▽夜間はライトを点灯・反射材着装

▽交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

▽運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止

⑤被害軽減のためヘルメット着用を努める

●問い合わせ先 生活環境課(☎372144)

## 延期します 狂犬病予防集注射

5月8日(金)～14日(木)

の期間に予定していた狂犬病の予防注射は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため延期します。

※延期後の日程は、決まり次第お知らせします。

●問い合わせ先 生活環境課(☎372143)

## 新型コロナウイルス感染症対策 使用したマスクの捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症対策として、鼻水などが付着したマスクやティッシュペーパーなどのごみを捨てる際は、下記の「ごみの捨て方」を参考に、**直接触れず**、ビニール袋などですっかり密閉した上で、燃えるごみの指定袋に入れて指定日に出してください。また、**ごみを捨てた後は手を洗う**ことを心がけましょう。

●問い合わせ先 生活環境課(☎372143)

### マスクなどの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。



②マスクなどのごみに直接手を触れずしっかりと縛ります。

※ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。



③ごみを捨てた後は手をよく洗いましょう。  
※本紙の2ページを確認ください。



## YouTube 相馬市チャンネルで動画など公開中!!



QRコードからご覧ください